

仕様書

1 契約件名

令和8年京都府知事選挙等における期日前投票所の運営事務に係る労働者派遣

2 期間

- (1) 右京区役所 令和8年3月20日（金）から4月4日（土）までの16日間
- (2) イオンモール京都 令和8年3月28日（土）、29日（日）、4月4日（土）の3日間

3 場所

- (1) 右京区役所内（京都市右京区太秦下刑部町12 サンサ右京2階）
- (2) イオンモール京都五条 3階多目的ホール「イオンホール」
(京都市右京区西院追分町25-1)

4 従事内容

投票管理者及び右京区選挙管理委員会の指示に従い、受付、案内等の期日前投票に関する業務を行う。

(受付) 選挙人の受付（「選挙のお知らせはがき」の記載事項の確認、本人確認（選挙人名・住所・生年月日等の照合）、パソコンを使った簡単なシステム受付処理

(案内) 受付への誘導、投票所内の案内、投票の説明、宣誓書の記載指導等

(用紙交付) 用紙交付機を用いた投票用紙の配付、記載台への案内

(その他) 投票管理者等の指示による投票事務に関する軽作業等

5 必要人数及び業務時間

別表 「令和8年京都府知事選挙等 必要人数について」のとおり

※他の投票所従事者（区役所職員等）の勤務状況等により変更となる場合がある。

※1日の従事時間が8時間を超過する場合がある

※休憩時間は、従事時間により30分間～1時間とする。

6 業務従事者の報告

受注者は、右京区選挙管理委員会と調整し、遅くとも期日前投票初日の3日前までには、最終日までの勤務表（シフト表）を作成し、提出すること。また、業務従事者に業務時間（休憩時間含む）や業務内容等を確実に伝え、投票所運営が円滑に進むよう十分配慮すること。

7 就業の確保

受注者は、業務従事者の適正な労務管理を行い、遅刻・欠勤等が生じる恐れがある場合は速やかに右京区選挙管理委員会に連絡するとともに、代替者を派遣するなど業務の遂行に支障が生じないよう、適切な措置を講じなければならない。

8 留意事項

- (1) 受注者は、関連法令を遵守し、誠意をもって業務を遂行すること。投票の秘密や選挙人のプライバシーを厳重に守り、業務上知りえた秘密情報等は一切漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、右京区選挙管理委員会と協議を行い、業務を遂行する上で必要な事項を確認すること。
- (3) 業務従事者には、基本的なパソコン操作ができる者を充てること。
- (4) 業務従事者は、選挙人に対し、懇切丁寧な接遇を心掛けること。服装は華美なものを避け、投票所にふさわしいものとすること。
- (5) 自家用車の利用は不可とする。業務場所へは原則、公共交通機関を利用すること。また、発注者からは、個別の交通費（駐車・駐輪場利用料含む）は支給しない。
- (6) 著しく勤務態度の悪いものについては、右京区選挙管理委員会の判断で、その者の業務を受注者に通告なく中止する場合がある。

9 その他

本仕様書に定めがない事項は、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。